

各 位

長崎県土木部

「設計変更ガイドライン（案）」、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」及び「土木設計業務等変更ガイドライン（案）」の策定について

土木工事の施工においては、多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が、実際とは一致しない場合があります。

設計変更については、契約書及び共通仕様書において、その手続きは定められているものの、当初の施工条件が不明確・協議内容の曖昧さなど様々な理由により、受注者から設計変更が適切に行われていない事例があるとの指摘もされているところです。

平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」において、発注者の責務が明確化され、また、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」において、必ず実施すべき事項として、「適切な設計変更」が義務付けられました。

このことから、設計変更手続きの円滑な実施を目的として、「設計変更ガイドライン（案）」、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」及び「土木設計業務等変更ガイドライン（案）」を策定しましたので、お知らせします。

今回策定した各ガイドライン（案）については、受注者及び発注者への周知期間として、今年度までは、参考運用とし、平成 28 年 4 月 1 日から本格運用とします。

各ガイドライン（案）について、ご質問等ございましたら、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先  
土木部 建設企画課 技術基準班  
TEL：095-894-3025（ダイヤル）